

# 令和3年度地域ブランディング創生事業（動画制作）委託業務 仕様書

## 1 業務の目的

三重県は、過去2年間、訪日外国人旅行者の団体旅行から個人旅行（FIT）への移行傾向を踏まえ、三重県の魅力を視覚的に訴求するプロモーション動画の制作・配信を実施し、外国人の三重県に対する認知の拡大と日本人の三重県旅行への興味・関心の深化を図るとともに、「Mie, Once in Your Lifetime」（一生に一度は訪れたい三重県）をテーマとして、観光ブランディングの強化に取り組んできた。

昨年度以降は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、旅行需要が急激に減少し、国内外からの旅行者が減少したことにより県内経済に大きな影響が出ている。

このような状況に対応するために、アフターコロナのニューノーマルにおける旅行者ニーズを的確に捉えたデジタルプロモーションを実施し、三重県への旅行需要の回復・喚起に取り組む必要がある。

よって、本業務では、旅行者ニーズを的確に捉えたデジタルプロモーションを実施するために、アフターコロナのニューノーマルを想定した観光プロモーション動画を新たに制作する。

なお、今後は当事業で制作した動画や過去に制作した動画等を活用した広告配信等を別途委託、実施する予定である。

## 2 契約期間

契約日から令和3年9月30日（木）まで

## 3 ターゲット

ターゲット国（地域）は、東アジア（台湾、香港）、東南アジア（タイ、シンガポール、ベトナム）を想定すること。

## 4 業務内容

### （1）プロモーション動画制作

#### ア 概要

- ・三重県内の観光資源の中からコンテンツを選定し、プロモーション動画を制作すること。
- ・令和元年度、令和2年度の内容を考慮したうえで、アフターコロナのニューノーマルにおける「三重での新しい旅のスタイル」をキーコンセプトとして適切なテーマ及びキャッチコピーを設定すること。

#### [詳細]

- ・三重県内の観光資源の魅力をPRすることを主目的とすると同時に、新型コロナウイルス感染対策が十分に取られており、感染リスクの少ない安全・安心な旅ができる三重県をPRできる内容とすること。
- ・コンテンツを選定する際には、令和2年度に三重県が実施したソーシャルリスニング（※1）による分析結果を考慮すること。

※1 Facebook、Instagram等のSNSやYouTube等の動画サイト、トリップアドバイザー、各国の掲示板等、ネット上のメディアに投稿された三重県のコンテンツに関するユーザーの声を収集、分析するデジタルマーケティングの手法。企画提案を検討される方には、別途資料を提供するため、三重県雇用経済部観光局海外誘客課までお問合せください。

イ 制作本数、動画再生時間

・動画は、2～3分程度のものを1本以上、30秒程度のものを1本以上制作すること。

ウ 言語・音響

・動画で言語を使用する場合は、英語を必須とすること。

・BGM等用の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。

なお、著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手続等を受託者の負担により行うこと。

エ その他

・動画制作にあたっては、新規撮影を原則とすること。

・撮影期間中に撮影困難なシーン（季節感のある映像やイベント関連映像等）が必要な場合は、三重県と協議のうえで受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。

なお、借用映像等を使用する際の費用の支払いも含めた一切の手続き等は受託者の負担により行うこと。

・制作する動画は、事業終了後に三重県が再編集等を行い、今後のプロモーションに向けて二次的利用が可能なものとする。

・制作する動画は、ウェブページやYouTube、Facebook、Instagramの動画共有サービスで再生可能なサイズ及びファイル形式とすること。

・フルHD以上の解像度の動画を制作すること。

・三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズ「Mie, Once in Your Lifetime」（一生に一度は訪れたい三重県）を活用すること。

・紹介したコンテンツの位置情報について、動画の一部に表示することで、紹介されているコンテンツが三重県のどこにあるのか視聴者にわかるよう制作すること。

・撮影のために許可申請等が必要となる場合には、原則、受託者が手続きを行うこと。

・三重県が今後のプロモーション活動で使用することを目的として、動画制作の各取材先において静止画を撮影、提供すること。

(2) その他

・事業実施に当たっては、提案事項をもとに事業の内容・詳細を三重県と協議のうえ決定し、実施すること。

・仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し、実施すること。

・作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度三重県と協議のうえ対応すること。

・動画制作に係る撮影、編集、制作、運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、食費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て当初の契約金額に含むこと。

## 6 報告書及び成果物の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績に係る報告書1部を提出すること。報告書とは別に、制作した動画及び静止画をDVD等の電子媒体に収録して、提出すること。

### (1) 報告書記載事項

#### ア プロモーション動画制作の概要

- ・動画制作の内容等
- ・制作した動画・静止画の内容等

#### イ その他、監督職員が指示したもの

### (2) 納品期限 令和3年9月30日(木)

### (3) 提出先 三重県雇用経済部観光局海外誘客課

## 7 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

## 8 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とします。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとします。

## 9 その他

### (1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとします。

### (2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとします。また、調査・分析・検討についても同様とし、必要に応じて現地調査・文献調査・アンケート・ヒアリング等を実施するものとします。作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに業務監督職員と協議の上、対処するものとします。

### (3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に三重県の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合があります。

#### (4) 資料等の作成

報告書及び成果物や、本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとします。

#### (5) 遵守すべき法令等

- ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）等の関係法規を遵守すること。
- イ 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

#### (6) 著作権

- ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県に帰属するものとします。
- イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。
- ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。
- エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- カ 三重県は著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- ク 前項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

- コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。
- サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。
- シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
  - （ア）成果品を侵害のないものに改変すること。
  - （イ）三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。
- ス 前2項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

#### （7）留意事項

- ア 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - （ア）断固として不当介入を拒否すること。
  - （イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - （ウ）委託者に報告すること。
  - （エ）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- イ 受託者がアの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。
- ウ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

以 上